

公共性に関する一考察

衣笠達夫（追手門学院大学 経済学部）

1. はじめに

本稿では市町村程度の圏域における「公共性」とは何かを考察する。「公共性」の議論についてはすでに、洋書ではハーバースの『公共性の構造転換』(1962)(1994)があり、和書では主なものを挙げるだけで、宮本憲一の『社会資本論』(1967)、『都市経済論』(1980)、『環境経済学』(1989)を集大成した『公共政策のすすめ』(1998)、あるいは最近では、斉藤純一『公共性』(2000)、山口定ほか編による『新しい公共性・そのフロンティア』(2003)など、社会学や政治学の分野を中心に多くの書籍がある。これらに屋上屋を重ねるつもりはないが、上記の各書には新古典派経済学の立場が抜けているように考えたので、本稿では新古典派経済学の立場から見た「公共性」について報告する。もちろん本稿を最後まで読んでいただければご理解いただけると思うが、新古典派経済学にはもともと「公共性」を取り扱う概念に乏しい。したがって新古典派経済学を、ある程度拡張する必要がある。それも本稿の後半で明らかにしたい。

昨今、「公共政策」に関する書籍、講義、シンポジウム等が数多く刊行、実施されている。大学においては、「公共政策」と銘打った学部・学科・研究科も数多く設置されている。これらの学科案内、講義概要、各種論文を読んでいて、なんだかしっくりしないと考えるのは私だけであろうか。

例えば、

- ① 何を持って公共部門を経営できるのか。NPM理論は日本に根付くのか。
- ② 義務教育の効率性とは何か。美術館や博物館などの文化活動に効率性の概念はなじむのか。
- ③ 公共部門、特に一般行政部門は費用最小化しているのか。

などなどの疑問が心中に湧いてきて、論文を読んでも「なんだか変だな」と思うことが多い。

筆者は、過去数十年を公益事業の生産性・効率性の計測に力を注いできた。被規制の航空産業、ガス

供給業、電力産業などの、生産関数や費用関数のモデル化とその推計・実証分析を行ってきた。都道府県における公共事業関係の特別会計の生産性分析も行った経験もある。これらの分野にはある程度の費用最小化行動が見受けられ、効率性の追求もなじむものと考えられる。

しかし一般行政本体部分・医療・教育・保育・文化・社会的弱者の保護等に、生産性・効率性分析がなじむのか、費用最小化行動を仮定もしくは要求できるのか、疑問は多い。数多くの論文を読んでいてしっくりしないのはまさにこの部分である。

これは経済学的に考えれば、本来、私企業とは目的関数が異なる公共部門の行動パターンを、私企業の行動パターンの鋳型に、無理やりに押し込めようとするところから発生する間違いだと考えられる。

では公共部門の行動パターンとは何か。それは第一義的には市民・県民・国民の福祉の極大化であろう。自治体で考えれば元神戸市長 宮崎辰雄氏の指摘する、「組織運営の効率化を図りつつも、市民の福祉の極大化を考える」のが、自治体首長の行動パターンであろう^①。確かに、私腹を肥やすあるいは我田引水的な行動をとる首長も、わずかに存在する。しかし私のお会いした限りの大多数の市町村、都道府県の首長は、宮崎辰雄氏の指摘した「都市の経営」的行動を取っていると考えて間違いはない。それが昨今の世界経済、日本経済の悪化に影響されて、なすすべもなく、いやおうもなく、私企業の利潤最大化行動パターンを取らざるを得ない、というところが真相であろう。

このように考えてくれば、公共部門の現状（古風な言い方をすれば *sein*）の分析であれば、私企業の行動パターンモデルを当てはめることもやむを得ないが、公共部門のあるべき姿（古風な言い方をすれば *sollen*）の分析であれば、私企業とは別の行動パターンモデルを構築する必要があるのではないか。以上が本稿を報告するゆえんである。

2. 「公共性」分析の現状

本節では「公共性」を検討・分析している従来の議論として、ユルゲン・ハバーマスと宮本憲一を、その代表として取り上げて考察を加える。

(1) ハバーマスの「公共性」

「公共性」分析の議論については第一には、前述したハバーマスの『公共性の構造転換』をあげるべきであろう。ハバーマスのこの書は、18世紀のヨーロッパにおいて政府役人や上流階級である貴族と異なる一般の市民が、「公共性」をいかに誕生させ、構築・発展させていったのか。さらに、19世紀以降の行政権力と貨幣経済の発展によって、その「公共性」がどのように閉塞していったのかを、歴史社会学的に解明した古典である。政府の上からの公共性とは異なる市民的公共を考える上で、必読の書といえよう。「市民的公共性」の言葉はこの書籍から出現したと考えられる。1962年の初版では、「有産階級的な市民（ブルジョア）社会」が公共性を担うアクターとされていたのに対し、1989年の東欧革命を経た後の第2版では、ハバーマスは自発的なアソシエーションである「非経済的な市民社会」にも可能性を見出し、この組織がこれからの社会の公共性を担う重要なアクターとして提唱されている。さらに「市民的公共性」から「福祉国家的公共性」に言及している⁽²⁾。

ところでハバーマスにおける「公共性」の特徴は、「公共性」を「市民がコミュニケーションを通して構築する」という点である。ハバーマスによると、「市民的公共性は、資本主義の初期の時代における国家と社会、あるいは公共圏と私的領域との分離を基盤とし、その対立を市民社会の側から国家権力に媒介するものとして成立した」とされる。ところが資本主義の後期に入ると社会に対する国家介入が多くなり、それとともに、「社会の国家化がすすむため、社会と国家との分離という市民的公共性の基盤をしだいに崩壊させていく」としている⁽³⁾。

社会学の専門用語が頻発するためにはわかりにくい、「資本主義社会の形成の初期段階において、市民がコミュニケーションを通して公共性を構築する」点と、「国家による経済社会に対する介入が増加するにつれて、その公共性が崩壊する」点は、注目しておかなければならない。

(2) 宮本憲一の「公共性」

これにたいして和書では宮本憲一の様々な業績を挙げる必要がある。前述したが、「公共性」の議論については、宮本憲一には『社会資本論』(1967)、『都市経済論』(1980)、『環境経済学』(1989)と、それを集大成した『公共政策のすすめ』(1998)がある。また主にシンポジウムの結果をまとめた『公共性の政治経済学』(1989)がある。『都市経済論』には公共性に関する独立した議論はないが、「都市政策」として宮本憲一独自の考え方が如実に出ている。また『都市経済論』とほぼ時を同じくして出版された『現代資本主義と国家』(1981)には、『都市経済論』の中で「都市政策」の根拠として用いられた「公共性」の考え方が示されている。

さて、宮本憲一の「公共性」の議論とは以下のようなものだと理解できる。

- ① まず、戦前の「公」というのは天皇制国家のことであって、人民主権にもとづく国家のことではなかったこと。
- ② 第2次大戦後、市民革命を経ていない日本では、民主主義にもとづかぬ「公」を採用してしまい、「公共＝権力者のための公共性」とする考え方は、戦後になっても解決できたとはいえないこと。
- ③ 戦後の憲法体制は、このような戦前の「公共＝権力者のための公共性」を打ち破ったはずであるが、象徴天皇制がのこり、企業社会が成立して、天皇に対する「滅私奉公」ではなく、企業に対する「滅私奉公」として形を変えて残り、このために真の「公共性」の理念は、日本には誕生しなかったこと。そこで公共性の定義に含まれる要件として以下の4条件を挙げている。
- ① 生産や生活の一般的条件、あるいは共同社会的条件であること。これは、体制の如何を問わず、公共事業の素材的な規定である。
- ② 私企業や私人の利潤追求行為ではなく、中央政府や地方団体の事業であること。中央政府や地方団体の事業であっても、私企業や私人の営業活動の特殊的個別的な条件となつてはならず、また、その事業目的が利潤追求（あるいは効率）のみをもとめてはならない。
- ③ 事業の建設、改造、管理、運営にあたっては、国民とくに周辺住民の基本的な人権を侵害しないこと。これは基本的人権の守護を憲法によって規定された、現代の中央政府や地方団体の責務である。

- ④ 事業の設置、改善については、住民の同意をうる手続きを必要とすること。この民主的な手続きには、事業の内容によってたんなる同意だけでなく、住民の参加あるいは自主的な管理などをもとめる必要がある⁽⁴⁾。

以上の宮本憲一の提唱する公共性の要件は最近でも変化していない。特に最近では基本的人権を守ることが、現代的な公共性論の主張であるとしているとともに、現代的公共性を維持し、守るためには、代議制民主主義という古典的な制度だけではなく、参加型民主主義という現代的民主主義の必要性を前面に押し出している⁽⁵⁾。宮本憲一の主張は初期の頃のものマルクス経済学の用語、言い回しが多く、慣れない者には読みにくい。しかしその重要な主張は、「共同社会的条件」、「事業目的は利潤追求（あるいは効率）のみではないこと」、「基本的人権の保護」、「住民の同意だけでなく、住民の参加あるいは自主的な管理などが必要」ということにつきます。

以上のハバーマス、宮本憲一以外にも法律学、行政学、社会学の分野で様々な「公共性」の定義や要件を主張する意見がある。しかし「公共性」を新古典派経済学の立場から考えるという当初の見地から、法律学や行政学、社会学などの主張を無視したことをお許し願いたい。ハバーマスは社会学者ではあるが、「公共性」の検討からははずすべきではないと考えた。

3. 地縁的共同体と都市

さて、いよいよ私なりの「公共性」を展開して見たい。それは宮本憲一に欠けていると考えられる点から出発したい。それは、宮本憲一が「公共性」の出発点を都市や公共事業に置いているということだと、私は考えている。確かに都市問題の頻発する都市において「公共性」を考えることはまことに重要である。しかし都市問題はじつは農林漁村問題の裏返しではないかと考える。ここではそこから議論を展開して見たい。

(1) 地縁的な共同体と共通性、共同性

まず、身近な例を挙げることを許されたい。30年前にお葬式にお参りした私の祖母の田舎では、葬式

の後の精進落としには地域の各戸のご主人方が総出で接待して下さった。女性はすべて裏方で料理を行い、表方でお酒を注ぎ、お代わりをして下さったのはすべて男性（古い表現をすれば一家の戸主）であった。これは共同作業である。地域のお年寄りや子供たちを地域の人々全体で見守り、独居老人宅にはさりげない訪問がある。冠婚葬祭にはすべて地域の人々総出で当たる。これらもすべて共同作業である。典型的な地縁的生活共同体である。この地縁的共同体には他にも様々な共同作業が存在する。墓掃除、数キロにわたって山裾に設置する「ししよけ」（猪が田畑を荒らさないように山裾を囲うトタン板）、共同の溝掃除、田へ給水するための用水路の整備など、いずれも個人では不可能な作業である。

この農村の地縁的共同体は模範的な共同体として語られ、都市部の「隣は何をする人ぞ」的な地域において、地縁的共同体を形成するための模範として語られることが多い。Putnam(1992)(2000)の指摘するソーシャルキャピタルの形成理論⁽⁶⁾はまさにこれに該当すると考えられる。

もちろん地縁的共同体は農村に独自のものではなく、都市部においても存在する。「地縁」という意味が、①一定の地理的な近接性にある場所で、②一定の時間を生活するという結合性に基礎をおく⁽⁷⁾のであれば、例えば都市部の分譲マンションなども農村に劣らず、典型的な地縁共同体である。都会の分譲マンションでは血縁関係はほとんど考えられないが、同じ敷地内の同じ建物の中で十数年の間、ともに暮らすマンションは、お互いに親子ともども顔みしりになり、時には夫婦喧嘩などもご近所に知られてしまうことになる。この分譲マンションにも共同作業が存在する。定期的な団地内の掃除だけでなく、共有の財産管理のための管理組合がそれである。

しかしそのような地縁的共同体（community）の中の人々は、すべて同質（homogeneity）な生活や考え方、効用を持つ者ばかりではない。典型的な農村でも様々な生活形態がある。例えば専業農家といっても様々な形態がある。家族だけではなく、数人の人を使って遊休農地や耕作放棄地を集めて、機械化して耕作する大規模農家もあれば、一家のご主人が通勤しているため、おばあちゃんと奥さんとだけで耕作できる範囲で営農し、手に余る農地は他へ貸すという農家もあった。また、おじいちゃん、おばあ

ちゃんも亡くなり、ご主人もなくなり、子供たちは都会へ移住し、奥さんお一人で薬剤師の資格を生かして薬局を経営している家もあった。「中山間地域」と一括りにされる農村地でも、各戸各様の生活形態がある。まして都市部の分譲マンションには数多くの生活形態が混在しており、そこには異質 (heterogeneity) な考え方、効用を含んでいる。本来、個々人の需要・要求には様々なものがあり、ばらばらである。地縁的共同体 (community) に存在する共通性 (commonness) に注目する余り、その中の個人の生活形態・効用がすべて同質 (homogeneity) とみなすことは間違っている。その中には厳しい対立を生み出す異質性 (heterogeneity) が存在する。しかし様々な必要性から多くの人々が、ときにはその全員が異質性を乗り越えて自発的に結集する、あるいは結集しなければならない共同作業すなわち「社会的共同性」がある。これが「公共性」の原点であると考えられる。

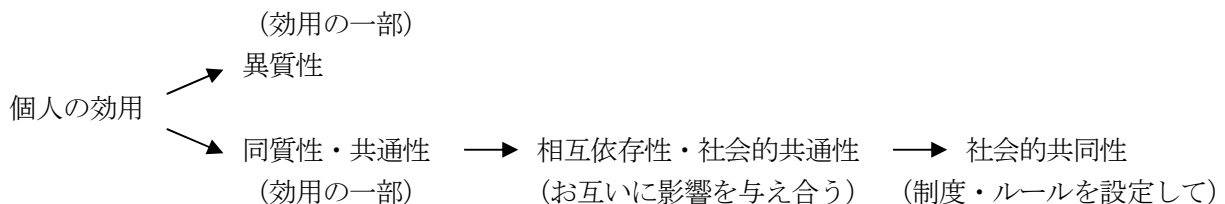
新古典派経済学では代表的個人、代表的企業を考え、ほぼ同質な存在を仮定し、その仮定を多数にまで引き延ばす。こうして市場全体がほぼ同質の経済主体から構成されると考えるのである。さらにその経済主体はお互いに価格情報にのみ依存して、その行動が左右されると考える。しかし筆者はこの考え方からは「公共性」の概念は出現しないと考えている。「公共性」の概念を取り出すためには、各個人が異質であることを認めるところから出発する必要がある。

あるのではないだろうか。

各個人の中には他人との異質性と同質性・共通性がある。異質性にしがたって各個人は様々な要求を持ち、生活を営む。ところが時として各個人・各家庭に共通の利害が発生したり、各個人・各家庭の活動において相互に影響が発生することがある。これが「社会的共通性」とも呼ぶべきものである。「相互依存性」と呼んでも良いかもしれない。この「社会的共通性」を取り出して、相互にメリットが出るような制度を設定する。この制度設定が、個人が生活していく上で要求される「社会的共同性」、すなわち「公共性」であると考えられる。いいかえると異質な要求、異質な効用、異質な生活形態を許しつつ、「相互依存的」部分—すなわち「社会的共通性」—を摩擦を起こさないように解決するために、集合体の中に存在する各主体が結集して作業を行う。このとき結集して行う作業をスムーズに進めるために、自発的にルールやシステムを設定する。これが「社会的共同性」、すなわち「公共性」であろう。

地縁的共同体は、この各主体の行動の中に存在する「相互依存性」あるいは「社会的共通性」と、生活上結集しなければならないためのルールやシステムを含んだ「社会的共同性」が、たまたまほとんど摩擦なく重なり合うことができた幸福な例であろう。

図 1 社会的共通性、社会的共同性の説明



ところでこの幸福な重なり合いはいつまでも続くものではない。大塚久雄(1969)にその明確な説明があるので、長くなるが引用して見よう。もちろん大塚久雄には個人の効用の中の相互依存性あるいは社

会的共通性の概念はまだない。

『共同体は、それを構成する労働諸主体に即していえば、私的諸個人相互のあいだのゲゼルシャフト的關係を共同態すなわちゲマインシャフト的關係の外

枠（すなわち共同組織）の中に包みこみ、成員個人の恣意的な活動が全体の順当な生活の再生産を阻害したりすることがないように、「共同態規制」の力によって一定の伝統的な規制の枠の中にはめこんでいく、そうした生産関係にほかならない、と。したがって、その内部にはらまれている「固有の二元性」は、さしあたっては、生産諸力の一定の発展度に照応して、共同体の特定の形態に生命力を吹きこみ、その再生産を軌道づけていくことになるが、それとともに、生産諸力の発展が一たび一定の度合いをこえて進行しはじめると否や、この「固有の二元性」は今度は正に逆に、共同体の二側面すなわち共同態的（ゲマインシャフト的）関係の側面と私的（ゲゼルシャフト的）関係の側面とを互いに乖離させ、一方の、発展しつつある生産諸力の担い手たる共同体諸構成員の経済的利害と、他方、彼らの私的活動を特定の枠の中にはめこみつづけようとする従来からの共同態規制と、この両者のあいだに救いがたい亀裂を生ぜしめるような方向に作用することになる、というのである。』⁸⁾

ここでは個々人の私的（ゲゼルシャフト的）経済活動と、それがなくては共同体が成立しないような共同態的（ゲマインシャフト的）経済活動（すなわち社会的共同性）とが、生産力の低い時期には幸福にも両立しているが、生産力の発展にともなって共同態的（ゲマインシャフト的）経済活動（すなわち社会的共同性）が、崩壊していく過程が述べられている。ここで大塚の言う個々人の私的（ゲゼルシャフト的）経済活動の中に、独立・分離した個人の経済活動に加えて相互依存性あるいは社会的共通性を加えて考えて見よう。

すると次のようになる。

個々人の私的（ゲゼルシャフト的）経済活動には、まったく個人に依存する経済活動と、『諸個人相互間の諸関係』（大塚(1969) p.117、これが筆者の提案する「相互依存性」あるいは「社会的共通性」である）とがある。共同体は、これらすべてをゲマインシャフト的關係（共同組織）の中に包みこみ、規制の力によって一定の伝統的な枠の中にはめこんでいく。しかし生産力の発展に伴って、この共同体は崩壊していく。もちろんその「社会的共通性」の一部は、共同体が崩壊した後でも社会的分業によって達成されるが、かなりの部分は解決されない。

では生産力の発展によって共同体が崩壊していく

都市では、「相互依存性」あるいは「社会的共通性」はどのように取り扱われるのか。次に、都市における「相互依存性」「社会的共通性」の発現を考察して見たい。

(2) 都市と「相互依存性」あるいは「社会的共通性」

都市における「相互依存性」は、第1に Beckmann (1976)、藤田昌久(M. Fujita)ら(1989) (1999)の空間経済学の議論に出てくる。そこでは、経済主体（個人あるいは企業）の市場外での外部効果を、「空間的相互作用関数」によって表現している。特に Fujita/Thisse (2002)らの空間経済学では、この空間的相互作用によって消費者・生産者らの物理的な集積行動とクラスターの形成経過・パターンなどを分析し、都市の集積を説明する強力なモデルを提示している。

第2には Dulauf(2003)を中心としたグループの social interaction モデルに出てくる。そこでは Veblen の近隣効果の近代的解釈とその数理モデル化を行い、市場外における相互作用を「近隣効果 (neighborhood effect)」として捉えて、様々な興味深い経済分析を行っている。その成果は Glaeser/Scheinkman (2003) に詳しい。

第3には青木正直(M. Aoki)(1996)(2002)(2007)の業績に出てくる。そこではミクロな個人行動を確率過程論におけるマルコフ連鎖モデルを用いて、集合化する方法を取っている。ちょうど物理学の拡散現象の分析に用いる方法と同じものである。青木はもともとマクロ経済活動の分析基礎としてこの手法を導入したが、じつはみごとにミクロな状態における相互依存作用の分析になっている。

これら3種類の方法は、従来の経済学では表現できない「相互依存性」あるいは「社会的共通性」を明示的に表し、その結果、従来の経済学では得られなかった結果を得るといふ成果を挙げている。それはたとえば藤田らの空間経済学を例に取れば、企業や消費者の集積とその結果の都市の出現を説明するという成果を得ている。しかし上記のいずれの手法も、「社会的共通性」を積極的に集合化して、その結果、個人が生活していく上で相互にメリットが出るようなシステムである「社会的共同性」を構築する方法は明示していない。

では先ほどの都市化を例にとって「社会的共同性」の発現の可能性を探ってみよう。そのナビゲーター

は宮本憲一の『都市経済論』(1980)である。ある地域に、様々な契機、理由、資源の初期的偏在等のために企業や消費者が集中・集積する。この一定の空間に人口が集中する現象を都市化と呼ぶが、都市化すると交通、上下水道、その他の「社会資本」が必要となる。また、狭い空間を利用して多数の人口を住まわせるために共同住宅や商業施設の高層化が必要となる。こうして都市が発生する。都市化は企業にとっても住民にとっても集積の利益を与える。すなわち、都市化すればするほど企業は取引先等の他企業が身近に存在する。これは交通費、輸送費、取引コスト等のコストの削減につながる。住民は就職の機会が豊富にある上に、田舎よりも高賃金を得られる。子弟の進学先の学校選択も豊富にある。さらに企業にも住民にも、田舎住まいよりもはるかに豊富な「社会資本」に恵まれる。都市における集積の利益を加速しているものが、このような「社会資本」である。実はこの「社会資本」の供給と存在こそが「社会的共同性」の発現である。この「社会資本」を宮本は「社会的共同消費」の手段と呼んでいる⁽⁹⁾。それは集合住宅・街路・交通・学校・病院・保育所・公園・上下水道・ごみ処理施設などである。この中には経済学でいうところの公共財(後述する)、公益事業で供給される財、公共部門と私企業とで同時に供給される財など、様々なものが含まれている。

分譲の集合住宅を考えてみると前述のように管理組合が形成される。お金だけを出して管理会社に丸投げする集合住宅よりも、住民に対して様々な制約(ごみの出し方やペットの飼い方等)を加えるとともに、労力奉仕(敷地内の掃除等)を要求する集合住宅の方が、管理がきちんと行き届いているために一般的に売買価格が高いといわれる。これは集合住宅に住む住民同士が管理費の支出だけでなく、自発的に、時にはわずらわしく感じることもあるが、互いに「社会的共通性」を見出し、ルールを作り上げて「社会的共同性」を形成している証拠であろう。

ところで分譲集合住宅のような狭い範囲での永住地における「社会的共同性」は、農村の地縁の共同体で発現するそれに近いといえよう。しかし問題はこれ以外の場所で発生する。例えば都市全体を見てみよう。都市化の進展に伴って「社会資本」が供給される必要がある。これが都市の田舎に対するアドバンテージであるから、都市が都市であるためには

「社会資本」は必ず供給されなければならない。しかし誰が供給するのか。それは公共部門もしくは公益事業であろう。この場合、公共部門も公益事業も必ず「平均的市民」を仮定して社会資本の供給を行う。ある市において上下水道の施設を建設する場合には、過去数年間の平均的な利用量・使用量を計算して、それから予測される施設規模を算定して建設する。新興住宅街における小中学校の建設においても同様である。児童・生徒数ではなく地区の人口規模に応じて建設の可否が決定される。

しかし都市内には平均的市民が住んでいるわけではない。農村においても様々な生活形態の家族が住んでいるように、都市にはもっと様々な生活形態の家族が住んでいる。すなわち都市の住民をすべてが平均的市民と規定して、生活形態や効用がすべて同質(homogeneity)とみなすことはまったく的外れといわざるを得ない。都市の住民間には田舎の住民には考えられないような、利害得失を含んだ厳しい対立を生み出す異質性(heterogeneity)が存在しているはずである。この状態から、多くの人々が異質性を乗り越えて自発的に結集する「社会的共通性」が生み出されるのであろうか。宮本は「自発的に結集する」かどうかには言及せずに、「都市の住民を巻き込む様々な現代の都市問題の解決のための」都市政策の必要性を強調しているだけである⁽¹⁰⁾。さらにこの「社会的共通性」からルールを作り上げて「社会的共同性」を形成していく方法・プロセスについては、彼は何も語らない。

4. 経済学と「社会的共同性」

本節では経済学概念における「社会的共同性」を、ミクロ経済学、マクロ経済学と最後に宇沢弘文の「社会的共通資本」論の3つの立場から考えて見たい。

(1) 経済学の概念における「社会的共同性」

「社会的共同消費」あるいは「社会的共同性」の概念は、近代経済学の概念で言えば排除不可能性、非競合性という二つの性質を持つ財・サービスの供給と消費、すなわちミクロ経済学の一分野である公共経済学で出てくる「公共財」の供給と消費に関連する。公共財とは、道路や法律のようにすべての人々に共同で消費または利用される財のことである。

公共財 (public goods) の持つ性質は以下の 2 点である。

- ① 「排除不可能性」 (non-excludability) : 財・サービスがもたらす便益が及ぶ範囲から、特定の人々を排除することが物理的・技術的に不可能であるという性質である。言い換えれば、対価を支払った人のみに限定して財・サービスが提供されるという、排除原則を事実上適用できないような財・サービスを指す。他の消費者を物理的に排除できない財の例としては街灯の明かり・灯台などがあり、排除費用が極めて高い公共財の例としては一般の道路・警察・消防などがある。
- ② 「非競合性」 (non-rivalness) : 混雑現象が生じない限りにおいて、特定の人による財・サービスの消費が他の人々による財・サービスの消費を減少させることがないことを意味する。たとえば、一人の人が法律を利用したからとの理由で、他の人が法律を利用できなくなることがないように、一人の人がある財をいくら利用しても、他の人がその財を利用できなくなることはないような財の性質のことである。

この二つの性質を完全に兼ね備えた公共財は「純粋」公共財 (pure public goods) と呼ばれ、一般行政サービス、司法制度、外交などがある。現実にはこのような純粋公共財は少ない。この「非排除性」、「非競合性」の純粋公共財の性質を少しゆるめると、公立病院、図書館、公園などが該当する。このような財・サービスを準公共財 (impure public goods あるいは quasi-public goods) という。あるいはこれらの性質をすべて総合して「外部性」 (externality) ともいう。すなわち大きな「正の外部性」を持つ財・サービスが純粋公共財や準公共財である。もちろん「負の外部性」をもつ public bads (public goods ではなく) もあり、その代表例は公害である。

ところでこの「公共財」の理論において経済学者であればすぐに気がつくことがある。それはこの「公共財」の概念は定性的であり、単なる財の分類理論であるに過ぎないという点である。もちろん分類理論としては穴のない、非常によくできた理論であり、ミクロ経済学に基礎を置くすべての公共経済学の教科書に掲載されている。各経済主体がお互いに影響を与え合う「相互依存性」「社会的共通性」を考えれば、これは外部性に該当する。しかし前述した「人々

が、対立を生み出す異質性を乗り越えて、自発的に結集しようとする」という、動的な概念は、そこには存在しない⁽¹¹⁾。また互いの異質性という対立を、ルール化や制度化を通して、どのように乗り越えれば最適な世界が達成されるかという、最適社会形成についての「価値概念」も出てこない。「公共財」の理論は、どちらかといえば市場メカニズムの中に入りきらない財・サービスのネガティブリストだともいえる。

しかし異質性を乗り越え、相互に満足できる社会 (「社会的共同性」を持つ社会) を形成していくには、そこには「何がお互いにとって良いものか」という「価値概念」が必要となる。①「排除不可能性」、②「非競合性」の定義から導かれる財の性質は、「財の受益者を特定できるものではなく、不特定多数の受益者に影響を及ぼす財」と考えられる。これが「社会的共同性」の概念を説明するのに援用することもできる。もちろんミクロ経済学が価値概念をできる限り遠ざけようとしていることは間違いない。例外は社会的厚生関数と「価値財、価値要求」 (merit goods, merit wants) の概念である。パターナリスティックな政府が、「国民に必要と政府自身が考えて」供給する「価値財」には価値概念が入っている。以上はミクロ経済学の範囲における議論である。

次にマクロ経済学において「社会的共同性」の概念が他にあるかどうかを、もう少し探してみよう。

「社会的共同消費」あるいは「社会的共同性」の概念をマクロ経済学で探すとすれば財政学であろう。

財政学は、財政すなわち「国家または公共団体の経済 (歳出、歳入、その他の経済活動)」を研究の対象としている。政府の財政活動が必要になる根拠は「市場の失敗」に求められる。市場の失敗とは、市場原理から生じる弊害であり、前述の公共経済学においていくつかの種類化されている。その例をあげると下記の 5 種類であり、これらを放置すれば社会に不利益をもたらすため、この阻止のために政府の財政活動が必要になるとされている。

- ① 市場を形成することができない、もしくは未だ形成されていない領域の存在
- ② 公共財の存在、価値財の存在、外部性の存在
- ③ 費用逓減産業の存在など不完全競争の発生の可能性
- ④ 情報の偏在
- ⑤ 景気変動、所得分配の不平等などへの対処

政府の財政はこれらに対処するために、以下の3つの機能を果たすと考えられている。

- I 資源配分 (公共財や価値財の供給、公正な競争を確保するためのルール作りと外部性の規制や不完全競争の規制)
- II 所得再配分 (不公平を是正するための租税、社会保障給付等の市場競争の中の弱者の保護と、富の社会的偏在の是正)
- III 経済安定化 (雇用、物価、国際収支、経済成長の適正化によって、社会経済的激変や恐慌を回避し、安定な市場運営を図る)

マクロ経済学においてはこれらの政府機能が公共性の内容であると考えられている。先ほどマイクロ経済学の公共財理論をネガティブリストだと断定したが、マクロ経済学における財政活動も、市場メカニズムに入りきらない部分を財政が面倒を見るという意味では、縁の下の力持ち的存在である。ところでただちに気づくことであるが、財政学が他の経済学と根本的に異なる点は、政府・公共部門の存在を先験的に仮定している点である。政府・公共部門が何の疑問も前提もなく突如出現することは奇妙というほかはない。

この上記の I、II、III の3つの機能すべてに価値判断が入る。なにを公共財とするのか、その供給量はいくらくらいにするのか、なにが公正な競争なのか、誰を規制して誰を規制しないのか、不公平とはなにか、市場競争の中の弱者とは誰のことか、雇用や物価、経済成長の適正とはなにか等々、何を是とし、何を非とするのか、すべて価値判断の問題である。経済学者としては自明のことであり、読者もすぐに理解できることであろうが、『「相互依存性」「社会的共通性」を抽出して、これからルールを作り上げ、制度化し、「社会的共同性」すなわち「公共性」を定義するには価値判断が入る。』これが必然である。しかし財政学にも「価値概念」はない。

政府機能の存在を今のところ仮定せずに、「社会的共同性」の概念を説明するのに援用しうる経済学における財の性質は、上記のうちの②「価値財」である。「価値財」の概念には財を供給する側からみて、「必需性」という価値判断が入っている。これについては後述する。

(2) 宇沢の「社会的共通資本」と「社会的共同性」

消費理論から「社会的共同性」へアプローチしていく宮本憲一の「社会的共同消費」の概念に対して、その対を成すがごとく、供給理論から「社会的共同性」へアプローチしていく理論に、宇沢弘文の「社会的共通資本」概念がある。まず第1に、宇沢の「社会的共通資本」の考え方は、これまでの本稿の議論で考えれば「社会的共同資本」とも言うべきものであることに注意しておく必要がある。

「社会的共通資本」の考え方を宇沢(1994)(2000)(2005)から引用してみよう⁽¹²⁾。宇沢の「社会的共通資本」とは、まず、「世の中には「市場に委ねてはならないもの」が存在する」ところから始まる。これは従来のマイクロ経済学の範疇の公共経済学、マクロ経済学の範疇の財政学における「公共性」の定義と根本的に異なっている。それは、積極的に「市場に委ねてはならない」と定義する点である。宇沢はこれを「社会的共通資本」(social overhead capital)と名づけている。具体的には、自然環境(大気、水、森林、河川、湖沼、海洋、湿地帯、土壌など)、社会的インフラストラクチャー(道路、交通機関、上下水道、電力ガス)、制度資本(教育、医療、金融、司法、行政など)を挙げている。

宇沢の「社会的共通資本」の定義は以下である。「社会的共通資本は、一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置を意味する。(略)社会的共通資本は、たとえ私有ないし私的管理が認められているような希少資源から構成されていたとしても、社会全体にとって共通の財産として、社会的な基準にしたがって管理・運営される。(略)したがって、社会的共通資本は決して国家の統治機構の一部として官僚的に管理されたり、また利潤追求の対象として市場的な条件によって左右されてはならない。社会的共通資本の各部門は、職業的専門家によって、専門的知見にもとづき、職業的規範にしたがって管理・維持されなければならない。」⁽¹²⁾

いうなれば社会的共通資本は市場経済制度が円滑に機能し、実質的所得分配が安定的となるような制度的諸条件である。社会的共通資本は、純粋な意味における私的資本と対置されるが、「その具体的な構成は先験的あるいは論理的基準にしたがって決め

られるものではなく、あくまでも、それぞれの国ないし地域の自然的、歴史的、文化的、社会的、経済的、技術的諸要因に依存して、政治的なプロセスを経て決められるものである。」とされている⁽¹³⁾。社会的共通資本は、たとえ私有ないしは私的管理が認められているような希少資源から構成されていたとしても、「社会全体にとって共通の財産として、社会的な基準にしたがって管理・運営されるべきである」という主張もなされている。

さらにこれらの管理・運営を、政府や市場の上位に置かれるところの「専門家・職業人」にゆだねられるべきとしている点である。すなわち、社会的共通資本は決して国家の統治機構の一部として官僚的に管理されたり、また利潤追求の対象として市場的な条件によって左右されてはならず、職業的専門家によって、専門的知見にもとづき、職業的規範にしたがって管理・維持されなければならない。さらにその専門的知見とは、「一つの国ないし特定の地域に住むすべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような運営方法を考える」ことであるとされる。

この宇沢の「社会的共通資本」の魅力は、前述のように何が「社会的に共通」なものであるべきかを、積極的に定義することから始まる点である。何が「社会的共通資本」であるのか理由を挙げて、しかも財・サービスの種類を具体的に例示している。経済学では、市場に入りきらない様々な事象を「市場の失敗」と称して、公共財、外部性、規制、所得再配分、経済安定化等の「公共概念」に委ねている。これに対して、宇沢による「社会的共通資本」の積極的な定義は、明らかに経済学を拡張しようとする試みである。しかし宇沢の欠点は、その管理運営を政府や市場の上位に置かれるところの「専門家・職業人」に委ねた点である。これは宇沢の最も得意とする分野であるケインズのハーベイロードの仮定そのままである⁽¹⁴⁾。すなわち誰が「専門家・職業人」なのか、彼らをどのようにして選ぶのか等が明らかにされていない。もう一つの宇沢の欠点は、財政学と同様に政府・公共部門を先験的に仮定している点である。社会的に共通な制度を民主主義的な議論とともに形成していくという考え方にかけている。これらの点は、宮本憲一がその著書の中で必要性を前面に押し

出している参加型民主主義の考え方に、宇沢は遅れを取っているといわざるをえない。

5 「社会的共同性」のモデル化

(1) 議論の取りまとめ

ここで今までの議論をまとめてみよう。

① 共同体 (community) に含まれる人々、各家族の生活形態がすべて同質 (homogeneity) とみなすことは間違っている。その中には厳しい対立を生み出す異質性 (heterogeneity) が存在する。しかし様々な必要性から多くの人々が、ときにはその全員が異質性を乗り越えて、自発的に結集する共同作業すなわち共同性がある。これが「社会的共同性」というものではないか、と考えたこと。

② 特に都市部では、田舎では考えられないような利害得失を含んだ厳しい対立を生み出す異質性 (heterogeneity) が存在しているはずである。この状態から、多くの人々が異質性を乗り越えて自発的に結集する「社会的共同性」が生み出されるかどうかはわからない、と考えたこと。

③ 「社会的共同性」の手前に、各経済主体の「相互依存性」あるいは「社会的共通性」というものが存在し、共同生活を円滑に運営するためにこの「相互依存性」「社会的共通性」を、ルール化し制度化して作り上げるものが「社会的共同性」すなわち「公共性」である、と考えたこと。

④ 異質な要求、異質な効用、異質な生活形態を許しつつ、「相互依存的」部分—すなわち「社会的共通性」—を摩擦を起こさないように解決するために、集合体の中に存在する各主体が結集して作業を行う。これが「社会的共同性」であると考えたこと。

⑤ Beckmann、藤田昌久(M. Fujita)、Thisseらの空間経済学、Dulaufを中心とした social interaction モデル、青木正直(M. Aoki)の業績のミクロな個人行動の集合化モデルは、じつは「相互依存性」「社会的共通性」の分析になっている、と考えたこと。しかしこれらの業績からは「社会的共同性」すなわち「公共性」の構築には至らない、と考えたこと。

⑥ ミクロ経済学における公共経済学で取り扱う「公共財」の概念は、市場メカニズムの中に入りきらない財・サービスのネガティブリストの羅列であり、

「人々が対立を生み出す異質性を乗り越えて、自発的に結集しようとする」動的な概念が、そこには存在しない。また、異質性という対立を乗り越えようとする価値概念も出てこない、と考えたこと。ただし、①「排除不可能性」、②「非競合性」の定義から導かれる財の性質は、「財の受益者を特定できるものではなく、不特定多数の受益者に影響を及ぼす財」と考えられる。これが「社会的共同性」の概念を説明するのに援用することができる、と考えたこと。

⑦ これに対して、一般にはマクロ経済学における財政学で取り扱う政府の財政機能をもって公共性の内容だと考えられている。しかしそこでは政府機能の存在とその構築過程を明示していない。「社会的共同性」の概念の説明に援用しうる財政学における財の性質は「価値財」である。「価値財」の概念には財を供給する側からみて、「必需性」という価値判断が入っていると考えたこと。さらにすべての公共性の判定には価値判断が入ると考えたこと。

⑧ 宇沢弘文の「社会的共通資本」の考え方は、何が「社会的に共通」なものであるべきかを積極的に定義することから始めている、と考えたこと。

⑨ ハバーマスの「公共性」の特徴は、「公共性」を「市民がコミュニケーションを通して構築する」という点である、と考えたこと。

⑩ 宮本憲一は「自発的に結集する」かどうかには言及せずに、「都市の住民を巻き込む様々な現代の都市問題の解決のための」都市政策の必要性を強調していること。さらに、宮本憲一の「公共性」の要件は、基本的人権を守ることが現代的な公共性論の主張であるとしていたとともに、現代的公共性を維持し、守るためには、参加型民主主義という現代的民主主義の必要性を提示している、と考えたこと。

このようにまとめて見ると、「公共性」に関する様々な議論が見通し良く見えてくる。

I 本稿で述べてきた「社会的共同性」が、すなわち「公共性」であろうと推察されること。

II その「社会的共同性」は地理的範囲の小さな、顔の見える範囲での地域であれば、「異質性」を乗り越えて形成することが可能であろうが、都市部のような多人数の場所、広い範囲の地域では形成は困難であること。また、生産力が高まれば高まるほど、「社会的共同性」の形成は困難であろうこと。

III 「社会的共同性」すなわち「公共性」の構築には、

まず各経済主体の異質性の存在に理解を示し、次にその異質性を乗り越えて、お互いの「相互依存性」「社会的共通性」を見出す必要があること。

IV 「相互依存性」「社会的共通性」を見出すことができても、「社会的共同性」すなわち「公共性」を構築するには必ず価値判断が必要となること。

V 「社会的共同性」をア priori に積極的に定義する方法（宇沢方式）もあれば、基本的人権を守ることが現代的な「社会的共同性」であると主張する方法（宮本方式）もある、また、「市民がコミュニケーションを通して」、何が「社会的共同性」かを議論して、構築する方法（ハバーマス方式）もあること。

VI 都市部のような多人数の場所、広範囲の地域における「社会的共同性」の実現には、公共政策（都市政策）が必要であること。

(2) 「社会的共同性」すなわち「公共性」のモデル

次に「社会的共同性」すなわち「公共性」のモデル化を行う作業を、特に都市部において考える。

「社会的共同性」すなわち「公共性」のモデル化には、まずどうしても価値判断を挿入する必要がある。生産力の高い近代工業地域における都市部において、「相互依存性」すなわち「社会的共通性」を、各経済主体ごとに見出すことは不可能であろう。たとえそれが可能であったとしても、都市部において数万人の「社会的共通性」を合成することは不可能である。すると最初から、ある「価値判断」をもって、宮本のいう「社会的共同消費の手段」すなわち「社会資本」、もしくは宇沢のいう「社会共通資本」を提案し、構築せざるを得ない。

さらに、本稿では今まで言及してこなかったが、各経済主体の異質性の存在に理解を示しつつ、「相互依存性」あるいは「社会的共通性」を一定のルールやシステムの下に集合化し、「社会的共同性」すなわち「公共性」と名づける制度作りや財を供給するのは、公共部門を置いて他はないと考えられる。これが公共部門の必要性であり、社会における公共部門の登場や設置の根拠である。当然のことながら公共部門は当該地域における「価値判断」の具現者でもある。すなわち公共部門は、市民の中における「社会的共通性」を（完全とは言えないまでも、懸命に）見出し、その「価値判断」に基づいて、供給を市場

に任せるべきではないと判断した財について、制度を作り上げて「社会的共同性」のある財として市民に供給する。これが公共部門が「社会的共同性」を持つ財、すなわち「公共性」を持つ財—公共財—を供給するゆえんである。本稿ではこれ以上、公共部門の形成プロセスについては言及しない。

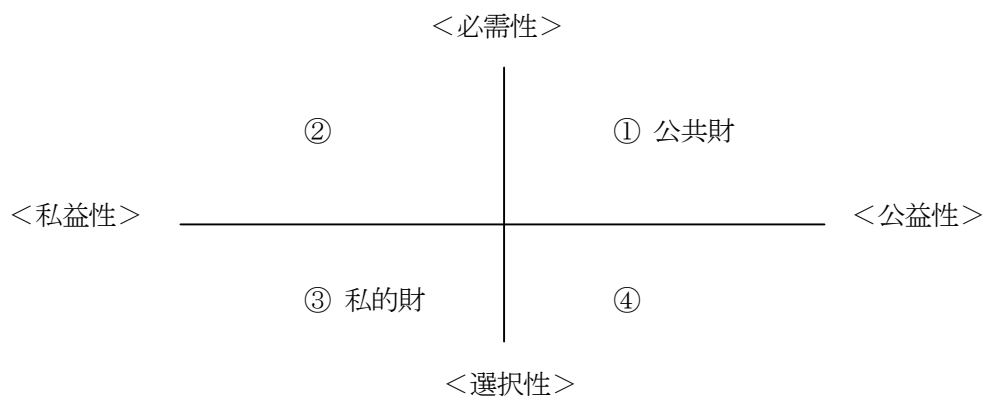
ところで前節において、経済学における財の性質のうち、「排除不可能性」と「非競合性」から、「財の受益者を特定できるものではなく、不特定多数の受益者に影響を及ぼす」性質を導いた。いわゆる「正の外部性」といわれる性質である。これを今、「公益性」と名づけてみよう。さらに「価値財」の概念から、財を供給する側からみて『政府が、「国民に必要と政府自身が考えて」供給する「必需性」という』価値判断が入っていることを考えた。この二つの概念「公益性」と「必需性」とを用いて市町村が供給している財を判別し、市町村が現在、供給している公共サービスを見直すことによって、供給の民間委託や民営化を考えている市町村は多い。図2にその例を示そう。

図2の第1象限に属する財は ①公共財である。すなわちこの財は特定の個人に向けて供給する財ではなく、不特定多数の市民に受益を及ぼすものである。さらに価値判断上、市民の日常生活にとってきわめて重要な財であり、供給が途切れると生活に支障をきたすような財である。第3象限に属する財は ③私的財である。すなわちこの財を欲しいと思う特定の市民だけが購入すればよいものであり、市民の日常生活ではなくても困らないような財である。受益も、ある個人が購入したからといって、周辺の人々へ受

益が拡散していくというものでもない。すなわち外部性があまりない財である。第2象限と第4象限の財は、少し複雑である。第2象限の財は価値判断上、必需的であるが、外部性は大きくなく、特定の個人を利する財である。第4象限の財は外部性が大きく、不特定多数の市民に受益を及ぼすもの（すなわち外部性の大きな財）であるものの、価値判断上、必需的ではないとされる財である。

このような図を用いて自市町村の供給している財を洗い直し、第1象限の財は従来どおり公共部門において供給するものの、第3象限の財は公共部門からの供給を中止するとともに、民営化、民間移管する。さらに第2、第4象限の財はできる限り民営化する方策を探る、とする市町村は多い。例えば国全体で見れば郵政民営化、市町村レベルで見れば保育園・幼稚園の民営化、病院・図書館などの民間移管などである。しかしこの図では、供給者側（すなわち政府・公共部門）が「価値判断上、必需的ではない」と定義すれば、これまで公共財として供給されていた多数の財が、供給費用の不足を言い立てさえすればどんどん民間移管されていくことになる。もちろん公共部門の中で慎重な価値判断があろうことは想像できる。その際の歯止めは費用負担だけであるのだろうか、他の基準はないのであろうか。本稿の最初に挙げた、公共部門には「私企業とは異なる行動パターン」はないのだろうか。筆者は図2の2次元モデルでは、財の性質を十分に説明できるものの、公共部門が供給を決定すべきかどうかを判断する「公共性」の説明は、十分にできていないと考えている。本稿の最後にそれを考えて見たい。

図2 市町村が財供給の民間委託の際に実施する財の分類表



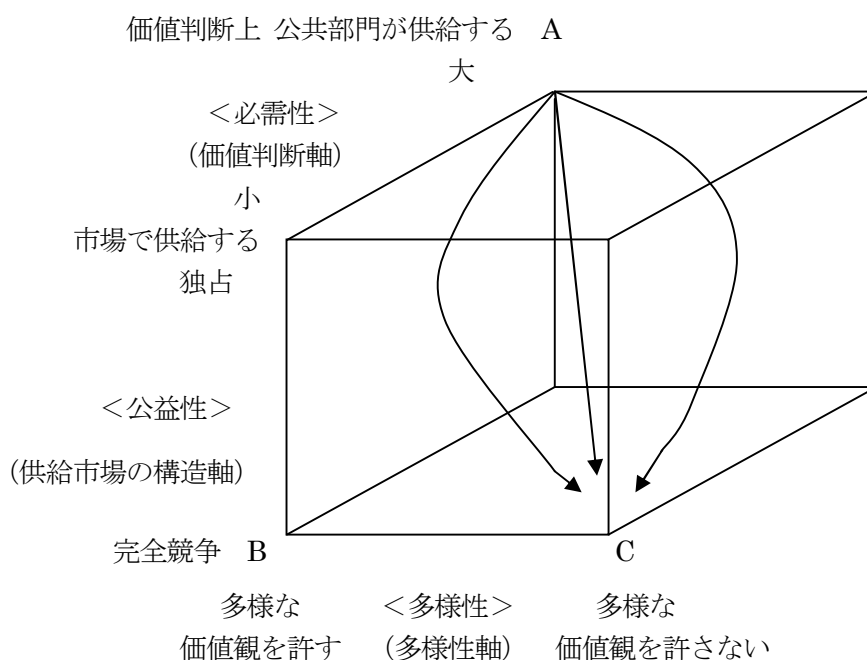
(3) 3次元モデルの提案⁽¹⁵⁾

筆者はここでこの2次元の図にもうひとつ次元を加えて、3次元の図を提案したい。それは、『「社会的共同性」すなわち「公共性」を構築する際に必要となる、各経済主体の異質性の存在に対する理解』である。「社会的共同性」を構築するためには、その異質性を乗り越えて、お互いの「相互依存性」「社会的共通性」を見出す必要がある。しかしその際に、『お互いの異質な要求、異質な効用、異質な生活形態の存在を許容する』という前提条件が必要であることは、これまで見てきたとおりである。「社会的共同性」すなわち「公共性」の前提には、お互いの異質性、多様性を認め合う必要がある。この<多様性>の軸を上記の2次元の図に加えてみたい。

下記の図3において斜めの軸の<必需性>は「価値判断」の結果である。<必需性>が大と判断され

ればその財の供給は公共部門が行い、<必需性>が小と判断されればその財の供給は市場に任される。もちろんその中間状態—一部市場に任せる—もある。縦軸は財を供給する市場の状態である。<公益性>が高いと判断されれば財供給は独占市場で行われ（もちろん規制がある）、<公益性>が低いと判断されれば財供給は完全競争市場に任される。さて横軸は<多様性>である。この<多様性>軸は他の2つの軸とは異なる。この軸は財を供給する側の評価を許さない。いいかえると「社会的共同性」すなわち「公共性」が高まるほど<多様性>は増加し、低くなるほど<多様性>は減少してしまうと考えて見よう。その理由は、市場における完全競争状態が多様な価値観の存在を許さないからである。

図3 3次元の財の分類と財の移動方向



この理由は次の例から考えてみると理解できよう。私企業の目的は利潤である。短期か長期かという違いはあるものの、利潤最大化がその最終目的である

ことには疑いがない。またその利潤の評価は金銭チームで決まる。市役所を考えてみよう。市役所の最終目的は市民生活の厚生・福祉の最大化である。し

かしこの目的はきわめて曖昧である。次年度の予算決定時期に、どこの市役所においてもしばしば発生する次のようなジレンマがある。予算を保育園や幼稚園の建設に振り向けるべきか、市内の道路の建設・拡幅に振り向けるべきかというジレンマである。この両者は一見するとまったく異なる問題の解決に向かっている。しかし市民生活の厚生を最大化という点では共通している。市長には、この価値観の異なる多様な目的間のバランスを取ることが求められる。いわゆる通約不可能 (un-commensurable) な問題間でバランスを取らなければならないことである。このように考えてくると市場で活躍する私企業は単一の価値観で動くが、「社会的共同性」すなわち「公共性」を追及するべき公共部門は、多様な価値観を内包する存在でなければならないことが理解できよう。またその公共部門によって供給される公共財は、多様な価値観を許すサービス形態であることを要求されている。財の供給が市場に任せられればされるほど、多様な価値観の存在は許されなくなる。具体的には財の利用が、老若男女を問わず時間をかけた対人サービスが受けられるのか、それとも機械を相手に操作する必要のある低コストサービスか、あるいは様々な家庭の子女を含む公立小中学校教育か、一定の目的と一定の所得階層を切りとった私立小中学校教育かなどである。

ここで重要なことは、財の供給形態を変化させることによって、この立方体の中のすべての空間を移動させることはできないことを理解する必要がある。すなわち必需性が大きく、公益性が大きいと判断されていた財 (A 点にある財) を、時代の変化とともに「価値判断」に従って完全競争市場で供給するべく、B 点に移動させようと考えても、それは可能ではない。そのような変化過程は不可能であり、必ず C 点に移動するしかないというわけである。市場メカニズムに委ねれば委ねるほど、多様な価値観の存在は許されず、単一の金銭的な価値観に統一されてしまう。これが、従来「公共財」として扱われていたサービスを、民営化・民間移管していく際の「財の質的变化」という現象であろう。

「価値判断」は時代とともに変化する。また技術進歩とともに変化する。この変化を既存の「公共財」供給に速やかに取り入れることも重要な課題である。そこで様々な意思表示の手段、選挙、討論会、マス

コミ等を通じたコミュニケーション手段を通じて、この、ある「価値判断」に基づいて構築された「公共財」、「社会資本」あるいは「社会共通資本」を、市民の嗜好・思想に応じて修正していく方法を取る必要がある。しかし図 2 の ①の領域の公共財として供給されていた際には許容されていた多様な価値観は、③の領域へ移動するにつれて許容されなくなっていく。このことは記憶しておく必要がある。

例えば国鉄を民営化して JR に分割した。その結果、各地において赤字路線がどんどん消滅していったことは記憶に新しい。すると通学の高校生や通院の高齢者は自転車かバスかタクシーという他の選択肢を探さざるを得ない。同様に公営バス路線がすべて民間移管されると、かつての赤字路線は消滅していく。利用者は他の選択肢を探さざるを得ない。市立病院が民間移管されると患者の支払い金額は高くなるため、簡単には診療してもらいにくくなる。市立図書館が民間移管されると開館時間は長くなるものの、年配の生き字引のような司書はいなくなり、司書はすべて若い女性の派遣社員やアルバイトに取って代わる。その結果、探している書籍がどこにあるのかわからなくなってしまう。市立の保育園が民間移管されると、保育児童を預ける予定時間以後のお迎え (例えば午後 8 時、9 時といった) は超過料金の支払いに代わる。

必需性 (すなわち価値判断の結果) は高いが、公益性 (正の外部性) の小さい財 (図 2 の②の領域の財) は、外部性が小さいがゆえに時代の変化とともに、必需性が低下したと判断されれば (あるいは無理やり判断すれば)、「財の受益者を特定化しやすい」という理由で、受益者負担が奨励されて民間移管される。これらの財の例として上下水道や一般家庭ごみなどが挙げられる。これらはすべて民間移管・民営化するにつれて、消費者の側の選択肢が少なくなり (もちろん様々に微妙に差別化された商品は販売されるものの)、多様な価値観は金銭的なタームに集約されていく。いいかえれば必需性は高いが公益性 (正の外部性) の小さい財は、特定の個人向けの財であるから、これらの財のうち、多様な形態の財を得たい需要者は特急料金を支払って得ればよいことになる。多様な選択肢は金を支払うことによって解決する。

次に必需性は低いが公益性 (正の外部性) の大き

い財(図2の④の領域の財)は、必需性がもともと低かったという理由と、外部性は大きくとも、もはや公的供給の役目は終わったという理由で、料金の値上げもしくは民間移管されることになる。これらの財の例として幼稚園・保育園や公営住宅、市立病院などが挙げられる。必需性は低いが公益性(正の外部性)の大きい財は、市場さえ整えてやれば私企業が供給できるものであるものの、公的供給に比較して低料金で良質な財の供給量は低下していくことは避けられない。それは公益性すなわち正の外部性の大きな財は結合供給されやすいので、機械化できるものは機械化されて、コストダウンされやすい。すると人と人とが話をすることによって達成されるきめ細かなサービスが、なくなっていくからである。すなわち多様な選択肢、多様な価値観は、金銭ターム1本に集約されていくことになる。

本節で提案した図3の3次元モデルの理論的導出過程については、本稿に継続する論文で考察する予定である。

(4) 「社会的共同性」すなわち「公共性」の修正

上記5の(3)で挙げた『市民の嗜好・思想に応じて修正していく』点は、重要である。小坂直人(2005)は、公共性や公益性を生むシステムが構築された後、その公益が誰に所属するのかという、利益の帰属問題を取り扱っていて興味深い議論を展開している。これについては今後の問題としたい。

註

- (1) 宮崎辰雄 (1979) pp.9-10.
- (2) Habermas (1962), (1994) 各序文.
- (3) Habermas (1962), (1994) pp.197-199.
- (4) 宮本憲一 (1981) pp.305-306.
- (5) 宮本憲一 (1998) pp.79-82.
- (6) Putnam (2000) 前書き、他.
- (7) 三浦典子 (2004) 四部構成の各部に記述される.
- (8) 大塚久雄 (1969) pp.114-115.
- (9) 宮本憲一 (1980) pp.27.
- (10) 宮本憲一 (1980) pp.117-119.
- (11) 前述の Beckmann、藤田昌久(M. Fujita)、Dulauf、青木正直(M. Aoki) らの業績は、広く言えばこの外部性を動的に捉えることによって、新しい分野を開拓しよ

うとするものである。

(12) 宇沢弘文 (2000) pp.4-5.

(13) 宇沢/茂木 (1994) pp.17-24.

(14) ケインズによる政策実施は、少数の賢人が合理性に基づいて判断するという前提があり、しかもこれらの人々は決して民主主義的な手続きを経て選ばれた人々ではない。これをハーベイロードの仮定という。

(15) 以下は Parker/Hartley (1991) の考え方をかなり変形した。

参考文献

- [1] Aoki, M. (1996) *New approaches to macroeconomic modeling*, Cambridge University Press.
- [2] 同上 (2002) *Modeling aggregate behavior and fluctuations in economics*, Cambridge University Press, 『経済学における確率モデルへの招待』 青山秀明、藤原義久監訳 臨時別冊 数理科学 2004年7月 サイエンス社.
- [3] Aoki, M. and H. Yoshikawa (2007) *Reconstructing macroeconomics: a perspective from statistical physics and combinatorial stochastic processes*, Cambridge Univ. Press.
- [4] Arendt, H. *The Origins of Totalitarianism* (1951). Rev. ed.; New York: Schocken, 『全体主義の起原(1・2・3)』 大島通義・大島かおり・大久保和郎訳, みすず書房, 1972-74年.
- [5] 同上 (1958) *The Human Condition*, University of Chicago Press, Chicago, 『人間の条件』 ちくま学芸文庫, 志水速雄訳.
- [6] Beckmann, M.J. (1976) “Spatial Equilibrium in the Dispersed City” in *Mathematical Land Use Theory* edited by Papageorgiou, Lexington Books, MA., pp.117-125.
- [7] Dulauf, S. (2003) “Neighborhood Effects”, in *Handbook of Regional and Urban Economics*, vol. 4 edited by J.V. Henderson and J.-F. Thisse, Elsevier.
- [8] Fujita, M. (1989) *Urban Economic Theory*, Cambridge University Press, (『都市空間の経済学』 小出博之訳 東洋経済新報社, 1991) .
- [9] Fujita, M., P. Krugman and A. J. Venables, (1999) *The Spatial Economy*, (『空間経済学 都市・地域・国際貿易の新しい分析』 小出博之訳 東洋経済新報社, (2000).
- [10] Fujita, M. and Thisse, J-F. (2002) *Economics of Agglomeration*, Cambridge University Press.
- [11] Glaeser, E. and J.A. Scheinkman (2003) “Non-Market Interactions”, in *Advances in Economics and Econometrics* edited by Dewatripont, M., L.P. Hansen and S. Turnovsky,

Cambridge University Press.

- [12] Habermas, J. (1962) 『公共性の構造転換』 細谷訳, 未来社; 初版.
- [13] 同上 (1994) 『公共性の構造転換』 細谷, 山田訳, 未来社 第2版.
- [14] 小坂直人 (2005) 『公益と公共性 公益は誰に属するか』 日本経済評論社.
- [15] 三浦典子 (2004) 『企業の社会貢献とコミュニティー』 都市社会学研究叢書 10、ミネルヴァ書房.
- [16] 宮崎辰雄 (1979) 『都市の経営』 日経新書.
- [17] 宮本憲一 (1967) 『社会資本論』 有斐閣.
- [18] 同上 (1980) 『都市経済論』 筑摩書房.
- [19] 同上 (1981) 『現代資本主義と国家』 岩波書店.
- [20] 同上 (1989) 『環境経済学』 岩波書店.
- [21] 同上 (1989) 『公共性の政治経済学』 自治体研究社.
- [22] 同上 (1998) 『公共政策のすすめ』 有斐閣.
- [23] 大塚久雄 (1969) 『共同体の基礎理論』 大塚久雄著作集第7巻 所収.
- [24] Parker, D. and K. Hartley (1991) “Organizational status and performance: the effects on employment”, *Applied Economics*, 23, pp.403-416.
- [25] Putnam, R.D. (2000) *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster, 柴内康文訳 (2006) 『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』 柏書房.
- [26] Putnam, R.D., R. Leonardi and R. Nanetti (1992) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press, 河田潤一訳 (2001) 『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』 NTT 出版.
- [27] 斉藤純一 (2000) 『公共性』 岩波書店.
- [28] 斉藤純一編 (2010) 『公共性の政治理論』 ナカニシヤ出版.
- [29] 宇沢弘文 (1994) 『社会的共通資本と社会的費用』 宇沢弘文著作集 I、岩波書店.
- [30] 同上 (2000) 『社会的共通資本』 岩波新書.
- [31] Uzawa, H. (2005) *Economic Analysis of Social Common Capital*, Cambridge University Press.
- [32] 宇沢弘文、茂木愛一郎編 (1994) 『社会的共通資本』 東京大学出版会.
- [33] 山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編 (2003) 『新しい公共性・そのフロンティア』 有斐閣.

謝辞

本稿は、2012年6月30日 大阪市立大学・文化交流センターで開催された、日本計画行政学会 関西支部 2012年度研究大会において、発表した論文を加筆・修正したものである。討論いただいた奈良産業大学の野口隆先生と、大阪市大の松澤俊雄先生を始め、フロアからの質問者の方々に感謝します。